

# 認証試験

分散型発電システムを系統連系する場合には、電力会社との連系協議が必要となります。小型分散型発電システムの連系協議を簡素化するため、連系に用いる逆変換装置等について認証試験が実施されています。この認証は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、電気設備の技術基準の解釈及び解説、電気用品安全法などを基にして認証機関が作成した認証試験基準に適合していること及びそのモデルと同等の製品を継続的に製造することができる体制にあることを確認するための工場調査を行い、合格したものを認証する任意の制度です。

主に一般家庭への設置など、低圧配電線への連系を意図した小型分散型発電システムの安全性の確保に寄与し、かつ、系統連系円滑化に資するため、認証機関が系統連系装置等の製造事業者、流通事業者、輸入事業者等の申込みに応じて、認証試験及び工場調査を実施し、認証されます。

一般財団法人電気安全環境研究所(JET)認証の場合、対象品は、逆変換装置等を用いた系統連系装置であって次の設備のものに適用しています。

- ① 太陽光発電システム用にあつては、単相機器は出力20kW未満、三相機器は出力50kW未満のもの
- ② ガスエンジンコージェネシステム用にあつては、出力10kW未満のもの
- ③ 定置用小型燃料電池システム用にあつては、出力10kW未満のもの
- ④ 定置用リチウムイオン蓄電池の充放電用の充放電システムにあつては、10kW以下のもの
- ⑤ 太陽電池と定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力10kW以下のもの
- ⑥ ガスエンジンコージェネと定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力10kW未満のもの
- ⑦ 定置用小型燃料電池と定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力10kW未満のもの
- ⑧ 電気自動車等搭載蓄電池(直接接続型)用にあつては、出力が10kW未満のもの
- ⑨ 太陽電池と電気自動車等搭載蓄電池(直接接続型)との複数入力用にあつては、出力が10kW未満のもの
- ⑩ 電気自動車等搭載蓄電池(直接接続型)と定置用リチウムイオン蓄電池と太陽電池のマルチ入力システム用にあつては、出力が10kW未満(ただし、電気自動車等搭載蓄電池(直接接続型)を含まない場合は、10kW以下)のもの